

# アメリカにおける弁護士依頼権に関する一考察

——二〇〇五年ABA報告書を契機として——

釜 田 泰 介

はじめに

第一章 アメリカ憲法と弁護士依頼権

第二章 ギデオン判決が確立したもの

第三章 アメリカ法曹協会二〇〇五年報告書

むすび

はじめに

二〇〇五年二月、アメリカ法曹協会 (American Bar Association) は、弁護士依頼権に関する重要な調査報告書<sup>①</sup>を公表した。これは、同協会の国選弁護に関する常任委員会が、二〇〇三年から進めていた国選弁護制度の現状に関する

アメリカにおける弁護士依頼権に関する一考察

同志社法学 五七巻六号

三二 (一六五七)

る調査結果をまとめたものである。報告書には、“Gideon’s Broken Promise : America’s Continuing Quest for Equal Justice”という表題が付されている。そして、元ニューヨーク・タイムズ記者、アンソニー・ルイス（Anthony Lewis）氏が報告書の序文を記している。題名が示すごとくこの報告書は、ギデオン判決<sup>(2)</sup>で約束した貧困刑事被告人に対する弁護士依頼権は、いまだ十分に保障されていないという調査結果を詳細に述べたものである。そして国選弁護制度の改革案を答申している。本稿は、このABA報告書を契機にギデオン判決を再考し、それを通して弁護士依頼権を保障することの憲法的意義について考察しようとするものである。

## 第一章 アメリカ憲法と弁護士依頼権

弁護士依頼権については、アメリカ憲法修正六条が規定を置いている。修正六条は、刑事被告人に対しいくつかの権利を保障した規定である。それらの権利の一つとして、刑事裁判において被告人は弁護人の援助を受けて自己弁護をする権利が保障されている。この規定は一七九一年に制定されたものであるから、世界の憲法の関連規定のうちでは極めて古いものである。この規定については、二つの憲法上の問題が存在してきた。第一は、貧困のために自分では弁護人を依頼できない刑事被告人に対して、この規定は、国が公費で弁護人を選任し提供する義務までも定めたものであるかということであった。第二は、この規定は連邦の刑事裁判だけでなく五〇州の刑事裁判にも適用されるかということであった。第一の争点、すなわち修正六条の弁護人の依頼権規定は国選弁護制度をも保障したものかという争点は、修正六条の制憲意図に関わる問題であった。今日の日本国憲法に見られるような国選弁護に関する明文規

定を置いていないアメリカ憲法下では、この規定が国選弁護制度を保障したものと解釈することは難しいことであった。また制憲時の状況を見ると、この規定は刑事被告人が自費で弁護人を依頼しその援助を受けたという意思を持っている場合に、国はそれを妨げてはならないというだけの保障であると解するのが自然な解釈であった。なぜなら、アメリカが継受した英国法においては、当時、弁護人依頼権というものは刑事被告人には保障されていなかったからである。特に重い罪を犯した刑事被告人についてはこの権利を保障せず、軽い罪や民事の事件においては認めるといのが英国のルールであつたからである。従つて、アメリカが独立後に憲法において弁護人依頼権を保障する規定を採択したということは、重罪を犯した刑事被告人の弁護人依頼権を認めない英国法のルールとの決別を意味したのである。従つて修正六条の規定は、自費で弁護人を依頼できる者にはその援助を受ける権利を保障するというものであつたといえる。すなわちそこには、弁護人依頼権というものが刑事裁判制度の不可欠の要素であるという意識は強くなかつたといつてよいのである。従つて、経済上の理由で弁護人を依頼できない者には、国がそれを選任するという今日の社会に見られるような意識は存在しなかつたといえる。しかしその後の時代の推移と共に、裁判所はこの修正六条からいわゆる国選弁護制度を承認するルールを引き出すようになってくるのである。連邦の刑事裁判との関係において、最高裁判所が貧困な刑事被告人も弁護人に代弁してもらう憲法上の権利を有しているといふことを判例上はつきりと確認したのは、一九三八年の判決<sup>5)</sup>においてであつた。従つて連邦刑事裁判との関係においては、いわゆる国選弁護制度は憲法上の制度であるということが修正六条を根拠にして最高裁判例によつて確認されといふことである。すなわち明文上存在していなかつた制度が、修正六条を改正することなく裁判所の解釈によつて確立したとい

うことである。この憲法判断がアメリカの刑事裁判に与えた影響は極めて大きいものであった。

しかし連邦制を採用するアメリカにおいては、犯罪の九割は州において発生し州の刑事裁判制度において裁かれているというのが実情であるということを考えると、前述した最高裁判決によって恩恵を受ける被告人は、連邦刑事法に違反して連邦の裁判所で刑事裁判を受けるごく限られた者ということになるのである。ここから、先に述べた修正六条をめぐる第二の憲法問題、すなわち、修正六条が保障する弁護人依頼権は州の刑事裁判にも適用されるかという問題が持ち上がることになる。この憲法上の争点は単に弁護人依頼権の問題ではなく、より大きな争点を含むものであった。その争点とは、弁護人依頼権を含む修正六条そのもの、ひいては修正六条を含むいわゆる権利章典(Bill of Rights)(修正一条〜一〇条)そのものが、州の行為をも規制するかどうかという争点であった。これは、アメリカ憲法の構造そのものに関わるアメリカ特有の憲法上の争点であった。

現行アメリカ憲法は一七八七年に採択されたものであるが、それはもともと、一三の州が集まって新たに作り上げた連邦政府にどのような権力を信託するかを明記したいいわゆる統治機構に関する条文が中心で、今日いうところの人權保障に関わる規定はわずかしか含まれていなかった。このような統治機構中心の法典を憲法典として採択した背景には、当時すでに一三の州には人權保障規定と統治機構の規定から構成されている各州の憲法が存在していたことが関係している。当時のアメリカ国民の意識では、国民の権利は各州の憲法によって保障され守られていたので新たに設けられた連邦憲法でそれ以上に保障する必要はないとの立場が大勢を占めていたということである。すなわち連邦政府には、限定された権力のみが付与されたのであるから、それ以上に権力行使を制約する人權保障規定を設ける必

要はないと考えられていたということである。しかし人権保障規定の欠如が、州での連邦憲法の批准過程において国民の間に大きな不安を招き、憲法批准反対の機運を高めることになった。その不安を除去するために、制憲者は憲法採択後の早い時期に人権保障規定を付加することを約束した。その結果生まれたのが、一七九一年の修正一条から一〇条一括採択というものであった。これがいわゆる権利章典 (Bill of Rights) と呼ばれている人権保障条項の誕生であった。このような経緯から権利章典は連邦政府の権力行使に課された制約であって、州政府の権力行使を制約するものではないことは、明確な制憲者の意思として確認され続けることになった。一九世紀を通してアメリカ最高裁はこのことを確認する判決を下し続けたのである。<sup>6)</sup>

連邦憲法上の人権保障規定が連邦を拘束し州を拘束しないということは、連邦に信託されていない事項について州の自治権を認めることを意味していた。そしてこの各州の自治権の名の下に行われる権力行使は、連邦憲法ではなく州憲法によって規制されることになった。このような各州の自治は、州間の制度の違いを生み出し連邦の制度との違いをも生み出すこととなった。一九世紀前半の奴隷制をめぐる州間の対立はこのような憲法構造がもたらした産物の一つであった。南北戦争は、このような州の自治権を連邦憲法によって制約すべきであるという考えを生むことになり、南北戦争後の憲法改正 (修正一三条、一四条、一五条の採択) をもたらすことになったのである。これらの改正規定はいずれも、州政府の権力行使を制約することを目的としており、特に一八六八年に付加された修正一四条には、連邦の権力を制約する目的で設けられた修正五条と同じ条文が盛り込まれることになった。この修正一四条が州の権力行使を制約するために設けられた「適正手続の保障条項」であった。<sup>7)</sup>

この条項の誕生によって、新たな憲法問題が提起されることになる。それは、権利章典(修正一条から一〇条)の規定は、修正一四条の適正手続条項を介して州にも適用されるのではないかという問題であった。二〇世紀初頭になるとこのような争点が最高裁で争われることになる。<sup>9)</sup>この種の争点の一つとして、修正六条の州刑事裁判への適用の可否というものが問われることになった。すなわち、修正六条が連邦の刑事被告人に保障している「公平な陪審による迅速な公開裁判を受ける権利」「告訴の内容について告知される権利」「証人に反対尋問する権利」「自己に有利な証人を強制的に得る権利」「弁護士依頼権」が、州の刑事裁判を受けている被告人にも保障されるかという問題であった。このような争点が連邦最高裁へ提起される背景には、州の刑事裁判制度における刑事被告人の権利保障の内容が連邦裁判所とは劣っているという状況が存在していたのである。そのような一連の問いかけの中で、弁護士依頼権と修正六条の関係がはじめて問われたのが、一九三二年のパウエル事件においてであった。

(1) 一九三二年パウエル判決<sup>10)</sup>

この事件は、アラバマ州で発生した刑事事件に対する州の裁判との関係において、弁護士依頼権の憲法的意義について連邦最高裁が判示した最初の判決である。事件は、九人のアフリカ系少年が二人のヨーロッパ系少女を強姦したとして起訴されたことに始まった。裁判は一日で終了し、そのうちの八人に対し死刑判決が宣告され一人が釈放された。この事件では、担当判事はアラバマ州法に基づいて弁護士を選任したが、弁護士は被告人を弁護することによる反感を避けるため、出廷しても正式に弁論しない旨を告げた。そのため、判事は在廷していた弁護士全員を被告の弁護士に選任したところ、全員が退任してしまったという激しい人種対立感情の下で裁判が行われたとされている。最

後的には二人の弁護士が代理人となったが、二人は事件を調べる時間的余裕も与えられず、また公判開始の三〇分前になって初めて依頼人に会ったという状況であった。

陪審裁判の結果下った前述の判決はアラバマ州最高裁によって支持されたため、被告人らは、連邦最高裁へ移送令状を請求し、修正一四条の適正手続及び法の平等保護を否定されたと主張した。その理由として、公平な裁判を受けられなかったこと、弁護士と相談する機会を与えられず公判準備の機会も与えられなかったことで弁護士依頼権を拒否されたこと、また被告人の属する人種の者が除外された陪審により裁判されたことを主張した。この事件を連邦最高裁が受理した当時、権利章典は修正一四条を介して州に及ぶかという問題に関する最高裁の先例として、一八八四年の判決<sup>12</sup>が存在していた。この判決では、最高裁は、権利章典中の修正五条の「大陪審による起訴」の保障は修正一四条の適正手続条項を介して州に適用されることはない<sup>13</sup>と判示していた。これは修正六条に関する先例ではなかったが、権利章典の規定が修正一四条を介して州に及ばない<sup>14</sup>ということを確認したという意味で、今回の修正六条の事件の先例でもあったといえる。このような状況下で、最高裁はこの一八八四年の先例の立場を取らずに、権利章典は州にも及ぶとしたその後の最高裁先例に言及する。その上で、修正六条の州への適用そのものについては特に判示せず、弁護士依頼権の問題を修正一四条の適正手続条項の下で判断したのである。

このパウエル判決において、最高裁は、二つの重要な判断を示した。その二つの判断が、その後発生する修正六条と州の刑事裁判との関係を問う同種の事件の判断に大きな影響を与えることになる。パウエル判決が示した二つの重要判断とは次のようなものであった。第一のものは、弁護士依頼権の重要性について述べた次のような判断である。

「聴聞される権利というものが、弁護人の援助を受けて聴聞される権利を内包していないのであれば、多くの事件において聴聞される権利はほとんど意味をなさないのであろう。たとえ教養があり教育を受けた者であっても、普通の人は法律の知識、素養を少ししか持ち合わせていないか、場合によっては全く持ち合わせていないといつてよい。そのような者が犯罪で起訴された場合、起訴が正当なものなのか不当なものなのか自ら判断することは一般的に言って不可能といつてよい。このような人は証拠法則に精通しておらず、弁護士の助けを借りなければ、起訴の内容についての適切な告知をなされないままに公判に付され、証拠能力のない証拠や争点と無関係の証拠やその他の理由で許されない証拠に基づいて有罪とされる可能性があるのである。また、たとえ十分な抗弁を持っていたとしても、その抗弁を準備するための適切な技術と知識を持っていない。起訴された者は、訴追手続のあらゆる段階において弁護人の指導を必要としているのである。弁護人なしでは、たとえ無罪であってもその無罪をいかにして立証すべきかがわからないため、有罪とされる危険性に直面することになるのである。これらのことが理解能力の高い者にとって当てはまることであるなら、知識が乏しく理解力の低いものにとつてはなおさら当てはまると言えることなのである。」<sup>(13)</sup>

この判断は、当事者主義の構造をとっているアメリカの刑事裁判制度の下において、弁護人というものに期待されている役割がどのようなものかをよく示している。すなわち、刑事裁判において被告人が弁明をする機会を保障されることは、弁護人を依頼することによって初めて十分な保障となるということを述べているのである。従つてこの判断は、連邦、州を問わずすべての刑事裁判に通用するものであった。



ところがパウエル判決は、この一般的な原則を本件に直接適用したのではなく、もう一つの重要な判断を示し、それを適用したのである。それは被告人に一律に弁護人を付すというのではなく、各事件の被告人が抱える特有の状況に目を向けて、弁護人の援助が必要であるかどうかを決定していくという判断方法であった。この第二の判断方法は、次のような文脈の下で述べられたものであった。

「本件被告人の教育程度が低いこと、若年であること、住民の人種的反感にさらされていたこと、拘禁されて軍隊の監視下に置かれていたこと、友人・家族は他州に居住していたことから連絡を取るのが難しかったこと、特に生命の危険にさらされていたことなどの本件が抱える事実<sup>14</sup>に照らすと、事実審裁判所が被告人らに弁護人の援助を得るための合理的な時間と機会を与えなかったことは適正手続に明らかに反する。このような状況下では、弁護人の必要性は急を要するものであったから、裁判所が効果的な弁護人の任命を怠ったということは、修正一四条所定の適正手続の否定にもなると判断する。ただし、このことが本件以外の刑事事件においても、すなわち他の状況においても言えるかどうかについてはここで判断する必要はないと考える。ここで判断しなければならぬことは、死刑事件における被告人が自ら弁護人を依頼できず知識と理解力が低いがゆえに自らの弁明を適切に行うことができない場合には、本人からの請求のあるなしに関わらず、適正手続の不可欠の要請として弁護人を提供することは裁判所の責任であるということ、そして訴訟の準備と公判において有効な援助をすることができないような時期と状況下で弁護人を付しても、この責任が果たされたとは言えない<sup>15</sup>ということである。」

この判断は、適正手続条項で保障されている被告人の「弁明の機会」は、当然、「弁護人を通して弁明する機会」

を意味しているのだということを、本件の被告人が置かれていた個別状況との関係で述べたものである。最高裁が、本件の刑事被告人の弁護士依頼権を認めるに際して、第一の判断方法である一般的原则の適用を採用せず、本件の個別具体的な状況を考慮して弁護士を付すか否かを決めるとする第二の判断方法を適用した背景には、おそらく、判決結果が州に及ぼすであろう大きな影響を考えたことがあったのであろう。しかしこのことが、刑事被告人が直面している個別具体的な状況との関係において国選弁護人を付すべきかどうかが決まってくるという判断基準を生むことになった。これが後に、パウエル判決によって確立されたとされる「特別状況のルール」(Special Circumstances Doctrine)<sup>15</sup>と呼ばれるものである。

以上のように、州の刑事裁判制度における国選弁護の制度について連邦憲法を根拠にそれを認めたパウエル判決は二種類の判断方法を後に残すことになったのである。一つは、すべての刑事事件に通用する一般的な基準であり、今一つは、この事件が死刑事件であり、その刑事被告人が人種対立感情の環境下で裁かれたという特殊事情を帯びていたということから生まれてくる個別判断の基準であった。このことが、後に起こる事件において最高裁の判事の間に見解対立を生むことになった。それが、戦時下において扱われた一九四二年のベッツ事件である。

## (2) ベッツ判決<sup>16</sup>

アメリカ最高裁は、一九四二年、メリーランド州で発生した強盗事件との関係で、貧困刑事被告人の弁護士依頼権の問題を扱うことになる。この事件では、起訴された被告人は罪状認否手続の段階で、経済的理由により弁護士を依頼できないので公費で弁護士を選任してほしい旨を判事に申し出たところ拒否された。判事は、その理由として、当

該裁判地においては貧困な被告人に公費で弁護人を付すことができるのは、殺人罪と強姦罪の場合に限られているということを説明した。そこで本人は無罪を申し立てて、陪審裁判ではなく単独判事による裁判を選択し、証人の反対尋問などを自ら行った。裁判の結果有罪とされ、八年間の拘禁刑が言い渡された。被告人は服役中、修正一四条により保障されている弁護人の援助を受ける権利を侵害されたと主張して、二度にわたって人身保護令状を請求したが、この憲法上の主張は認められず拘禁状態は解かれなかった。そこで本人は、連邦最高裁へ移送命令を請求する訴えを請求した。最高裁はこの請求を認め、事件を受理し第二次大戦下の一九四二年四月一三日と一四日の両日開かれた口頭弁論を経て、六月一日、六対三の多数による判決を下した。判決は、原審の判断を維持するものであった。ロバート (Owen J. Roberts) 判事が法廷意見を述べ、ブラック (Hugo L. Black) 判事が反対意見を述べ、それにダグラス (William O. Douglas)、マーフィー (Frank Murphy) 両判事が同意した。

争点は、貧困な刑事被告人に対し裁判所が弁護人を選任しなかったことが修正一四条に違反するかということであった。憲法に違反しないとする判断を示した多数意見の理由付けは次のような構成となっていた。(1)修正六条は連邦裁判所における刑事裁判にのみ適用される。(2)修正一四条の適正手続条項は、修正六条所定の被告人に対する諸権利の保障を州に適用する機能を果たすものではない。(3)適正手続違反の申し立てについては、当該事件の事実関係全体を考察することによって判断されねばならない。ある事件では、普遍的な正義感に衝撃を与えるような基本的な公平性の否定になることであっても、他の事件の状況においてはこのような否定にはならないということもありうる。(4)上訴人は、最高裁の先例から引き出されるルールによると、あらゆる事件において状況のいかんを問わず、犯罪で起

訴された者が貧困で弁護人を依頼できないときは州が弁護人を依頼して提供しなければならぬと主張しているが、最高裁の先例を検討してもそのようなルールを示したものは存在していない。(5)当法廷が本件で判断すべき問題は、状況の如何を問わず州は貧困な被告人に弁護人を選任して提供しなければならないということを、適正手続が要請しているかどうかということである。別言すれば、事件の如何を問わずすべての刑事事件において弁護人を提供することは、公平性についての基本原則によって命じられているのかどうかということである。(6)各州憲法を検討した結果、弁護人を選任することが公平な裁判にとって不可欠な基本的権利ではないということが、各州住民、議会、裁判所の判断として示されていたことが判明した。すなわちこの問題は立法政策の問題であると一般的に考えられてきたということである。<sup>17)</sup>

以上のようにベッツ判決は、重罪で起訴されている刑事被告人が貧困で弁護人を依頼できない場合でも、州には公費で弁護人を選任し提供するという憲法上の義務は存在しないとしたのである。そしてその理由として、弁護人をつけるということが公平な裁判を実施するうえで不可欠なことではないと述べた。すなわち、被告人が抱えている個別の状況を見て弁護人を付すことが公平な裁判実現の上で不可欠かどうかを判断すべきであるというパウエル判決の第二の基準を適用し、一律に弁護人を付すことが憲法上求められているとする第一の基準を退けたのである。これによってその後最高裁は、事件毎に、被告人は弁護人なしでも十分弁明できるかどうか、それとも弁護人を付す必要があるかどうかを判断していくということになった。

しかしこの判決には、ブラック判事による強い反対意見が付された。その反対意見は、パウエル判決が示した第一

の基準に依拠するものであった。ブラックは、前述したパウエル判決の第一の基準を引用して、本件において州は公費で弁護人を付すべきであったという結論に至る。そしてその反対意見を次のような言葉で結んでいる。それは、「このような状況下で弁護人を付さないとすることは、法の下において平等な正義を提供するというわが民主主義社会の約束に違背するものであると私には思えてならない。」<sup>(18)</sup> というものであった。ブラック判事が最後に触れた「民主主義社会の約束」という言葉は、民主主義社会を守るために戦っていた当時の第二次世界大戦の強い目標と無関係ではなかったであろう。このときブラック判事は、二〇年後に自らがこのベッツ判決を覆す最高裁の憲法判断を述べる役割を担うことになるとは想像だにしていなかったと、後年語っている。

以上述べたような個別判断をしていくというベッツ判決の基準は、その後のアメリカ最高裁の基準として採用され続けてきた。<sup>(19)</sup> ギデオン事件が発生した一九六〇年代初頭のアメリカにおける弁護人依頼権をめぐる憲法判断の状況は、以上のようなものであった。

## 第二章 ギデオン判決が確立したもの

### (1) 重罪被告人と弁護人依頼権(ギデオン判決)<sup>(20)</sup>

一九六三年三月一日、アメリカ連邦最高裁はフロリダ州で発生した小さな刑事事件に関連して問われていた憲法問題に対し、全員一致の判断を示した。その憲法問題とは、重罪 (felony) で起訴された刑事被告人が、経済的理由により自ら弁護人を依頼することができないときには、州が公費で弁護人を選任し提供しなくてはならないかという

ことであつた。この憲法上の争点に対する連邦最高裁の判断がどのようなものになるかによつては、五〇州すべての刑事裁判制度が影響を受けることになるため、当時、最高裁判決の行方はすべての州の注目するところとなつていた。

ギデオンの判決を生むに至つた小さな刑事事件とは次のようなものであつた。一九六一年六月三日の早朝、フロリダ州パナマ市内のバーに押し入り、店内からワイン数本と自動販売機の小銭を窃取するという事件が発生した。一地方都市で発生したこのような小さな刑事事件が二年後にアメリカ全土を揺るがす大きな憲法判決を生むことにならうとはおそらく誰も予測していなかつたであろう。事件がこのような展開に至るきっかけは、この事件の被疑者として起訴され、陪審裁判において五年の懲役刑を言い渡された被告人が、極めて大きな憲法上の争点を提起したと関係があつた。この事件の被告人ギデオンは、裁判開始に先立つて担当裁判官に対して、貧困を理由に公費で弁護人をつけてくれるように要望した。それに対する裁判官の回答は、フロリダ州法では刑事被告人に公費で弁護人を選任できるのは死刑事件の場合だけであるので、本件のような重罪事件（一年以上の拘禁刑を科される犯罪）においては弁護人を付すことはできないということであつた。それに対し被告人ギデオンは、連邦最高裁の判例によると自分には弁護人を付してもらふ権利があると反論したが受け入れられなかつた。その結果ギデオンは、公判中、証人に対する反対尋問をはじめ自己弁護のための活動を自らせざるを得なくなつた。裁判においては、目撃証人による証言とか、事件発生後の時間帯にギデオンを乗車させたタクシーの運転手の証言などが基になつて陪審は有罪の判決を下し、その結果五年の拘禁刑が言い渡された。

その後ギデオンは、フロリダ州最高裁に対し人身保護令状の請求をしたが請求は退けられたため、州刑務所において服役することになった。このまま刑に服していれば、この事件が連邦最高裁の判決を生むということにはならなかったであろうが、ギデオンは服役中の刑務所内から連邦最高裁へ対し直筆の上告書を送ったのである。貧困なるがゆえに通常であれば最高裁への上訴に必要な書類を揃えることは不可能であったが、アメリカには貧困を理由に通常形式を踏まずに簡略な形式で最高裁へ上訴する訴訟制度 (*in forma pauperis petitions*) が存在していた。この制度に則って、彼は通常では認められない方法の移送令状の請求を最高裁に対し行ったのである。この請求が最高裁の目に留まり、最高裁は一九六二年六月四日、フロリダ州最高裁に対し移送令状を出すことを決定した<sup>21)</sup>。同時に、ギデオンが私費で弁護人を依頼する資力がなから、最高裁が弁護人を選任し本人に付すことになった。そこで最高裁が任命した弁護人は、後に最高裁判事になるフォータス (Abe Fortas) 弁護士であった。そして、最高裁はこの決定の中においてフォータス弁護士とフロリダ州の代理人弁護士の双方に対し、次のような点について準備書面で述べ、かつ口頭弁論において論ずるように要請した。最高裁が特に要請した論点とは、一九四二年に下された最高裁判所のベッツ判決は維持されるべきかそれとも覆されるべきかということであった<sup>22)</sup>。このように、最高裁が具体的刑事事件の上告審において自ら下した憲法判断について両当事者の意見を聞きたいという要請をしたということは、極めて異例のことであったといつてよい。ここに、最高裁がギデオンの申立てをなぜ受理したかの意図を窺わせるものがあるといえよう。すなわち、当時最高裁は一九四二年のベッツ判決を再考するための機会を探していたといわれている。

一九六三年一月十五日、両当事者の訴訟代理人は最高裁において要請を受けた論点について各々意見を述べた。フ

オータスはベッツ判決は変更されるべきであるとの論を展開したのに対し、フロリダ州側は州の判断権の尊重を理由にベッツ判決の維持を論じた。<sup>23</sup> この弁論に先立って、フロリダ州側は他の四九州の法務長官から支持を得ようとして各州へ要請をしたところ、フロリダ州の立場を支持する州は数州しかなく、多くの州の法務長官はフォータス側の主張を支持する意見書を最高裁へ提出するに至ったという事実も見られた。<sup>24</sup> そのような状況下で最高裁による全員一致の判決が下され、法廷意見は一九四二年のベッツ判決において反対意見を述べたブラック判事が書くことになった。

ブラックが書いた法廷意見は、ベッツ判決がどの点において誤っていたかを指摘するものであった。それは、①ベッツ判決当時、権利章典のいくつかの規定を修正一四条を介して州に適用した最高裁先例がすでに多く存在していたということとを当時の法廷は重要視していなかった。②ベッツ判決は、権利章典中の規定で公平な裁判を行う上で基本的に不可欠なものは州へも適用されるということを認めた点は正しかったが、修正六条所定の弁護士依頼権というのがこの基本的な権利の一つではないという結論に至ったことは誤りであった。③一九三二年のパウエル判決の判断を誤って適用した。すなわちベッツ判決は最高裁先例から逸脱したものであった、と述べた。<sup>25</sup> 最後に、ブラック判事は次のように法廷意見を結んでいる。

「わが国のように当事者主義を採用する刑事裁判制度においては、法廷に引き出された者で貧困のゆえに弁護人を依頼できない者は、公費で弁護士が提供されない限り公平な裁判を受けることはできないのである。このことは自明の理といつてよい。州政府及び連邦政府は共に、犯罪で起訴された被告人を裁判するための制度を確立するために膨大な経費を投入してきた。社会秩序の維持という公益を守るために、いたるところで起訴するための法律家が必要で



あると考えられている。同じように、犯罪で起訴された被告人で、弁明の準備と弁論のできる最良の弁護人を得よう  
としない者はほとんどいないのである。政府が、起訴するために法律家を雇い、経済的余裕のある被告人が弁明のた  
めに法律家を雇っているという事実こそが、刑事裁判の法廷において法律家を得ることがいかに不可欠なことである  
かを強く物語っているといえる。犯罪で起訴された者が弁護人を依頼する権利は、国によっては基本的なこととは考  
えられていないかもしれないが、アメリカでは基本的なことと考えられているのである。建国のまさに当初から、州  
憲法も連邦憲法もまた法律においても、あらゆる被告人が法の前の平等な状態に置かれるような、公平な裁判所によ  
る公平な裁判を保障するための手続的、実体的保障に大きな力を注いできたのである。起訴された貧困者が、自分を  
援助してくれる弁護人を得られずに告訴者に対面しなければならぬとすれば、この崇高な理想は達成されえないこ  
とになるであろう。<sup>(26)</sup>

このように、全州の刑事裁判関係者が固唾を呑んで見守る中で、最高裁は、州にはこのような場合公費で弁護人を  
提供する憲法上の義務があるとの判断を示したのである。この判決が下された瞬間に、五〇州がそれまでに独自に維  
持してきた刑事裁判における弁護人依頼権に関するルールは統一され、全国共通のものとなった。

この判決の結果、ギデオンは公費で弁護人を付された上で再審裁判を受けることになった。再審裁判においてギデ  
オンの弁護人は、最初の裁判において検察側の証人として証言した目撃証人が偽証をしていた事実を明らかにし、そ  
の証人自身が犯人であったことを証明して見せたのである。要するに、この小さな刑事事件においてギデオンは、弁  
護人を付されないままでの裁判を受けた結果、誤判によって受ける必要のない刑に服させられたということが全米に

明らかにされることになった。この裁判は、弁護人を付さない裁判が冤罪を生む危険性を持つということを改めて国民に知らせることになったのである。

ギデオンの判決の結果、死刑事件だけではなく重罪事件における被告人が貧困のゆえに弁護人を依頼できない場合には、州は公費で弁護人を選任しなければならないという憲法ルールが確立することになった。しかし当時のアメリカ社会では、重罪事件でこのような場合に弁護人を付さない州は、フロリダ州を初めとする南部の数州に限られていたため、この判決は南部の幾つかの州の自治権を制約するという効果をもたらすに留まったのであるが、最高裁が全米五〇州に連邦のルールが及ぶということを憲法的に確認したことの持つ意義はきわめて大きかった。しかしこの判決は、国選弁護制度という点から見ると限界を持つものであった。なぜなら、この判決が国選弁護制度の確立を要請する範囲は、死刑事件と重罪事件に限られていたからである。刑事裁判において現実に扱われる大多数の事件が軽罪 (misdemeanor) であることを考えると、軽罪で起訴された貧困な刑事被告人の弁護人依頼権はどのようになるのかという疑問を後に残すことになった。

(2) 軽罪の被告人と弁護人依頼権 (アーガーシンガー判決)<sup>27)</sup>

その後、この争点を最高裁に問う刑事事件がギデオンの事件と同じフロリダ州において発生する。すなわち、重い軽罪 (一年未満六ヶ月以上の拘禁刑を科される犯罪) 及び小さな軽罪 (petty offense) (六ヶ月未満の拘禁刑を科される犯罪) の被告人には、憲法上弁護人依頼権があるのかという新しい憲法問題が最高裁に問われることになったのである。これが、いわば第二のギデオンの事件<sup>28)</sup>といってもよいものであった。最高裁はこの事件に、ギデオンがこの世を去

つた一九七二年に判断を下すことになる。

本件は、フロリダ州刑務所において服役中の者が、州最高裁に申し立てた人身保護令状が拒否されたことを不服として、連邦最高裁へ移送令状の発給を請求した事件である。本件上訴人はフロリダ州において銃砲を携帯した罪により起訴され、裁判の結果九〇日間の拘禁刑を宣告された者であった。被告人は、フロリダ州において単独判事による刑事裁判を受けた際、貧困を理由にして公費で弁護人を付してほしい旨の請求をしたところ受け入れられなかった。そこで服役中に、フロリダ州最高裁へ人身保護令状を請求しその中で弁護人依頼権を剥奪されたため裁判において十分な抗弁をすることができなかつたと主張した。これに対しフロリダ州最高裁は、貧困を理由に選任弁護人の提供を受ける権利は六ヶ月以上の拘禁刑により罰せられるような重い軽罪の場合に限られるとの判断を示した。同裁判所は、この判断の根拠として連邦最高裁のダンカン判決<sup>29</sup>に言及した。ダンカン事件とは、軽罪を犯した被告人が、ルイジアナ州では軽罪に対する陪審裁判が保障されていなかったことを連邦憲法修正六条違反として申立てた事件であった。この判決で連邦最高裁は、連邦憲法修正六条で保障されている陪審裁判を受ける権利は、六ヶ月以上の拘禁刑で罰せられる事件にも適用されると判断した。フロリダ州最高裁は、連邦最高裁が示した陪審裁判を受ける権利についての「六ヶ月以上の拘禁刑」というルールを、貧困者の選任弁護人依頼権に適用したのである。本件上訴人が提起した憲法上の争点は、重い軽罪及び小さな軽罪という重罪に属さない犯罪においても、公判において貧困刑事被告人に州は公費で弁護人を選任し提供する義務を負っているのかということであった。フロリダ州最高裁が示した判断基準（六ヶ月以上の拘禁刑ルール）というものは、重罪でない犯罪を二種類に分類し、陪審裁判で裁かれる者、すなわち

重い軽罪の被告人には弁護士依頼権が保障されるが、小さな軽罪すなわち六ヶ月未満の拘禁を科される被告人には保障されないというものであった。連邦最高裁では、この基準の妥当性をめぐっての議論が展開されることになった。

連邦最高裁は、一九七二年六月一二日、全員一致の判決を下した。その判断は、拘禁刑を二種類に分けて弁護士依頼権の享受を判断していたフロリダ州最高裁の判断方法を認めないものであった。連邦最高裁が重視した点は、たとえ一日であっても身体の自由を拘束する拘禁刑に処せられる者は、貧困の場合には弁護士を選任され提供されなければならないというものであった。後にこの判決は、“one-day rule”<sup>(30)</sup>の誕生と呼ばれることになった。法廷意見はダブルス判事が述べているが、その中で次のような重要な判示を行った。

「弁護士を付すという要件は、小さな軽罪で起訴された事件においても公平な裁判を行う上で不可欠なのである。たとえ短期間であっても、拘禁刑に処せられる事件において含まれる法的问题、憲法問題が六ヶ月以上の拘禁刑に処せられる重い軽罪の事件の場合より複雑でないとは決して思われないのである。」<sup>(31)</sup>

この判決が出された一九七二年という年は、最高裁の裁判官の構成が変わりニクソン大統領によって任命された四人の判事が新たに参加した。いわゆるバーガー・コート (Burger Court) と呼ばれる法廷によって下されたものである。一九六三年のウォーレン・コート (Warren Court) が下した国選弁護士に関する画期的な憲法判断が、軽罪の刑事被告人にも拡大されるかどうかが目されていた状況下での判決であった。従って、この判決が全員一致の形をとったということの持つ意味は極めて大きかったのである。しかしこの判決は、拘禁刑に処せられる場合には弁護士を選任し提供しなければならないと述べた点に特徴があったため、いくつかの疑問を後に残すことになった。それは拘禁

刑以外の財産刑に処せられる者には弁護士依頼権はないのかということであった。この問題については本件判決は何らの判断も示していないので、これによってすべての刑事事件の被告人との関係で国選弁護制度が確立したことはならないが、ギデオン判決とアーガーシンガー判決によって死刑事件と拘禁刑の事件の被告人に対しては国選弁護制度が保障されることになったのである。憲法に国選弁護制度の保障規定を持たないアメリカ憲法の下において、この制度は、最高裁の判決を通して確立されることになったということである。これがいわゆるギデオン判決が約束したものの (Gideon's Promise) の内容であった。この約束が実現されたかどうか、その後今日までのアメリカ社会の関心事項となってきたのである。

### 第三章 アメリカ法曹協会二〇〇五年報告書

ギデオン判決については、その後節目の年を迎えることに、この判決の約束が達成されたかを検証することが繰り返されてきた。<sup>(32)</sup>ここでは、アメリカ法曹協会が実施した調査について概観しておきたい。アメリカ法曹協会の国選弁護に関する常任委員会は、一九八三年、ギデオン判決二〇周年を記念して貧困被告人の弁護を行う上での資金状況を確認する聞き取り調査を実施した。この調査において、多くの証人から資金の極端な不足、公費選任弁護人の取り扱ふ事件数の増加、弁護人に支払われる報酬額の不十分さなどの諸問題についての証言が得られた。一九八三年に、アメリカ法曹協会はこの調査結果を報告書の形で公表し、<sup>(33)</sup>その中で貧困な被告人は真の弁護能力を備えた弁護人を付さされていないという実情を指摘し、その原因は財政基盤の弱さにあるという結論を示したのである。

この報告書が公にされてからさらに二〇年を経過して、アメリカ社会はギデオンの判決四〇周年の記念の年を迎えた。二〇〇三年に、アメリカ法曹協会の国選弁護に関する常任委員会は、一九八三年から二〇年間の状況を調査し、ギデオンの判決の約束は遵守されているかを確認するための全国的な規模の聞き取り調査を実施した。その調査結果は二〇〇四年二月にまとめられ、二〇〇五年二月報告書の形<sup>34</sup>で国民に公にされた。報告書は、この二〇年を経ても一九八三年報告書が指摘した事態は、いまだ好転せず、貧困被告人に対する弁護人の援助は危機的状况にあり、その結果、貧困な被告人が誤って有罪とされる危険にさらされていることを指摘した。

報告書は七章から構成されている。

第一章においては、弁護士依頼権と国選弁護制度、適切な弁護人を付すことの重要性などが論じられている。第二章は国選弁護制度が直面している諸問題を扱う。第三章は州における改革例を紹介し、第四章は改革のモデル案を提示し、第五章では聞き取り調査を通して認定された事実を指摘し、第六章では勧告意見を付して、第七章むすびとなっている。

ここで重要なのは第二章の国選弁護制度が直面している諸問題である。この聞き取り調査は四回に渡って行われ、二二州から三二人の証人が証言を行ったとされ、その証言内容は数百ページの記録に及んだとされている。問題点の第一は、国選弁護を維持していく財政的基盤が薄弱であるということである。ここでは英国との比較もなされ、英国では国民一人あたり三四ドルの支出となっているが、米国では一人あたり一〇ドルの支出であり、五〇州のうち二九州では一〇ドル以下の支出に留まっていることが指摘されている。そしてこの財政基盤の違いが、被告人が受ける

裁判の地域格差を生む原因となつていとされている。財政基盤が弱いということは、国選弁護人に支払われる報酬が極めて低く適正でないという事態を生むことになる。また、国選弁護人が適切な弁護を行う上で欠かせない専門家の証言や調査の実施などを難しくもしている。

二番目の問題としては、国選弁護人が行う弁護内容の不適切性が指摘されている。また、国選弁護を担当する弁護人は刑事弁護の経験の少ない弁護士とか、ロースクール卒業間もない若手の弁護士が多く、担当する事件の量が極端に多いことも指摘されている。一人の弁護士が継続して一人の被告人の弁護をするという場合は少なく、裁判過程の段階ごとに異なる弁護人がつくという実態も指摘されている。担当件数が多いということは、弁護士の事件調査や準備不足をきたし、公判廷で期待されている弁護の展開を難しくしているという指摘もなされている。

三番目の問題は、国選弁護制度の構造上の欠陥についてである。検察官が被告人に弁護人依頼権を放棄させる方向を探り、弁護人のいない下で被告人から有罪の答弁を引き出そうとする事例が存在することを指摘し、また判事も弁護人依頼権の放棄を容認し、時には奨励すらしていることも報告されている。また判事は、公費選任弁護人に不当な影響力を行使し、弁護人の独立性を脅かす場合があるとされている。またこの国選弁護の制度については、監督制度と責任体制がないことから、全国一律の質を持った援助を提供できていないとの証言もなされている。報告書の中では、これら以外にも、弁護人を付されないかまたは不十分な弁護によつて裁判される刑事被告人が毎年数千人の規模で存在し、その結果無実の者が有罪の答弁をしている例も存在しているとしている。結果として誤判により有罪とされた者（服役後DNA鑑定で無実とされた者）の数は相当数にのぼっているとされている。

ギデオン判決が下された後、この判決において約束された制度を維持する資金の不足の指摘と、そのために十分な弁護の提供が阻害されているという指摘は、この四〇年間に繰り返しなされてきたが、今回のABAの報告書はその事態がいまだ解消されていないことを確認したのである。そして報告書は、これから二〇年後の社会においてはこの事態が完全に解消され、ギデオン判決の約束が実現されている社会を迎えていることを期して、連邦政府による財政援助の必要性を強調しているのである。

## おわりに

本稿では、二〇〇五年二月に公表されたABAの国選弁護に関する調査報告書の内容を契機にして、アメリカにおける国選弁護制度確立の過程を跡付けてきた。それによって明らかになったことは、アメリカにおいては、弁護士依頼権というものが公平な裁判を実現するための不可欠の要素であると考えられているということである。すなわち弁護士依頼権を保障する趣旨は、アメリカが当事者主義の刑事裁判制度を採択していることと関係しているのである。この制度の下では、公平な裁判が行われるためにはまず、事件の真相が解明されなければならない。事件の真相はどのようにして解明されることになっているのか。それは、共通の訓練を受けて育成された法曹が、裁判官と検察官と弁護人の三つの役割を分担するという姿が法廷において常に実現されることによって可能とされているのである。法廷においては、検察官である法律家と弁護人である法律家は、真相の解明のために全力で議論を尽くす義務を負わされているのである。刑事裁判は、この両法律家の戦いとして想定されているのである。裁判官である法律家は、その



両者の戦いを判定する審判の役割を担っているのである。この戦いが対等の力を持った法律家の間でなされてはじめて公平な裁判は実現され、結果として事件の真相が浮かび上がってくるということが、アメリカの当事者主義の刑事裁判過程では予定されているのである。ゆえに、公益のために被疑者を起訴し、その刑事責任を追及するために、国が警察、検察に関わる法律家に公的資金を投じると同じ程度の公的資金を、被告人の弁護人も投じなければならぬということになるのである。それは、弁護人の役割が単に被告人のためにだけにあるのではなく、公平な裁判を実現するためにあるからである。アメリカにおける国選弁護制度はこのような理由付けに支えられているといえよう。

翻って日本を見ると、日本国憲法では憲法三七条において国選弁護人制度が保障されている。しかし、この制度の存在意義が日本国憲法が予定している刑事裁判制度との関係で真に認識されているかどうか、その認識が国選弁護人制度に反映されているかどうかについて、アメリカにおけるA B Aの報告書は再考をうながしているといつてよい。

ギデオンの判決が今日に至るまで人々の脳裏に焼き付けられ、またその後の法曹志願者に大きな感銘と正義感に基づく職業意識を植え続けてきた裏には、一人の司法記者の功績を挙げなければならない。その人物とは、ニューヨーク・タイムズのアンソニー・ルイス記者である。この判決の翌年の一九六四年に、ギデオンの判決を主題とした著作“Gideon’s Trumpet”<sup>16</sup>がルイス記者によって出版された。この著作は、ギデオンの事件をアメリカ憲法史と最高裁判所史の文脈の中で総合的に分析したものであり、アメリカにおける司法審査制の特色を遺憾なく内外の読者に伝えるもの

となった。ギデオン事件はそれ自体がドラマ性を持っていたことから、広く注目され多くの人々の記憶に残ることになったが、この著作が生まれなかったならこの事件が今日までこれほどまでに多くの人々の胸に刻まれることにはならなかったであろう。この間には、この著作を基にした映画も製作されるに至った。その後もアメリカにおいては、著名な最高裁判決との関連で最高裁判所を論じた著作が多く公刊されてきたが、ルイス記者のこの書を越えるものはないとまで評されている。今回のABA報告書の序文をルイス氏が記していることは、まさに適任の人物が選ばれたといつてよいであろう。

この名著は、一九七二年、山本浩三・山中俊夫訳『アメリカ司法の英知』(世界思想社)として公刊された。これを通して、ギデオン判決は日本においても広く知られることになったのである。

- (1) Mark Hansen, *Gideon's Promise*, ABA Journal(March 2005) 64.
- (2) Gideon v. Wainwright, 372 US 335 (1963).
- (3) Amendment VI (Ratified December 15, 1791) "In all criminal prosecutions, the accused shall enjoy the right to a speedy and public trial, by an impartial jury of the State and district wherein the crime shall have been committed, which district shall have been previously ascertained by law, and to be informed of the nature and cause of the accusation; to be confronted with the witnesses against him; to have compulsory process for obtaining witnesses in his favor, and to have the Assistance of Counsel for his defence."
- (4) Powell v. Alabama, 287 US 45, 77 L Ed 158, 166(1932); Betts v. Brady, 86 L Ed 1603 (1962).
- (5) Johnson v. Zerbst, 304 US 458 (1938).
- (6) Barron v. Baltimore, 32 US 243 (1833); Hurrado v. California, 110 US 516 (1884).

- (7) Amendment XIV (Ratified July 9, 1868) Section 1 "Nor shall any State deprive any person of life, liberty, or property, without due process of law; no deny to any person within its jurisdiction the equal protection of the laws."
- (8) Amendment V (Ratified December 15, 1791) "Nor be deprived of life, liberty, or property, without due process of law."
- (9) *Gilow v. New York*, 268 US 652(1925) (修正一条の「表現の自由」の保障規定が、修正一四条を介して州に適用された事例)；  
*Dejonge v. Oregon*, 299 US 353(1937) (「集会の自由」を保障する修正一条が、修正一四条を介して州へ適用された事例)；  
*CIO*, 307 US 496(1939) (修正一条の「集会の自由」が修正一四条を介して州に適用された事例)
- (10) *Powell v. Alabama*, 77 L Ed 158 (1932).
- (11) *Weems v. State*, 141 So 215 (1932).
- (12) *Hurtado v. California*, 110 US 516 (1884).
- (13) *Powell v. Alabama*, 77 L Ed 170 (1932).
- (14) *ibid.*, 171-172.
- (15) Marshall R. King, *Right to Counsel*, ENCYCLOPEDIA OF THE U.S SUPREME COURT(vol.1)(Salem Press 2001) 244-245.
- (16) *Betts v. Brady*, 86 L Ed 1595 (1942).
- (17) *ibid.*, 1601-1607.
- (18) *ibid.*, 1609.
- (19) Yale Kamisar, *Betts v. Brady Twenty Years Later: The Right to Counsel and Due Process Values*, 61 MICHIGAN LAW REVIEW 219 (1962).
- (20) *Gideon v. Wainwright*, 372 US 335, 9 L Ed 2d 799 (1963)
- (21) *Gideon v. Cochran*, 370 US 908, 8 L Ed 2d 403 (1962).
- (22) 8 L Ed 2d 403 (1962).
- (23) Peter Irons and Stephanie Gutron ed., MAY IT PLEASE THE COURT (New Press 1993) 187-193.

- (24) Anthony Lewis, *GIDEON'S TRUMPET* (Vintage Books Edition 1989) 151-152.
- (25) *Gideon v. Wainwright*, 9 L. Ed. 2d 802-805 (1963).
- (26) *ibid.*, 805.
- (27) *Argersinger v. Hamlin*, 407 US 25, 32 L. Ed. 2d 530 (1972).
- (28) ギデオン判決を生み出す契機を作り出したこの事件の主人公のギデオン氏は、最高裁判決を受けて開かれたフロリダ州での再審裁判において、一九六三年八月に無罪判決を言い渡された。その二年後に、彼はケンタッキー州で浮浪罪で逮捕されて法廷に立たされることになる。この法廷において、裁判官とギデオンとの間で興味深いやりとりがあったという逸話が残っている。それは、罪状認否手続に際して彼が担当判事にアンソニー・ルイス氏の著作『*Gideon's Trumpet*』を手渡していたということである。この書を読んだ判事は、翌朝の法廷でギデオンに対し、今回の軽罪事件を連邦最高裁に持ち込み、最高裁がギデオン判決において示したルールを本件のような軽罪にも拡張して適用するかどうかを確認するために、ここで六ヶ月の拘禁刑を言い渡してあげようかと冗談交じりに聞いたということである。実際には彼は、一晩の拘禁で釈放されたため、再び弁護士依頼権が軽罪の貧困刑事被告人に対して保障されるかどうかを連邦最高裁に確認する機会はなかった。しかしこの問題は後に、別のフロリダ州の刑事事件を通して問われることになった。そしてその最高裁判決は、ギデオンの死去した一九七二年に下された。これがアーガーシンガー判決である。(参照: Adam Hoffman, *Clarence Earl Gideon: The Right to Counsel*, Melvin Urofsky ed., 100 AMERICANS MAKING CONSTITUTIONAL HISTORY (CQ Press 2004) 79-81.
- (29) *Duncan v. Louisiana*, 391 US 145 (1968).
- (30) Thomas T. Lewis, *Argersinger v. Hamlin*, 前出 註(15) 四七頁。
- (31) 32 L. Ed. 2d 530, 536 (1972).
- (32) *Conference on the 30th Anniversary of the United States Supreme Court's Decision in Gideon v. Wainwright: Gideon and the Public Service Role of Lawyers in Advancing Equal Justice*, 43 AMERICAN UNIVERSITY LAW REVIEW 1 (1993); Douglas L. Colbert, *Thirty-Five Years After Gideon: The Illusory Right To Counsel At Bail Proceedings*, 1998 UNIVERSITY OF ILLINOIS LAW

REVIEW (No. 1) 1; Notes, *Gideon's Promise Unfulfilled: The Need for Litigated Reform of Indigent Defense*, 113 HAVARD LAW REVIEW 2062 (2000); Penny J. White, *Mourning and Celebrating Gideon's Fortieth*, 72 UMKC LAW REVIEW 2 (2003); Tracey L. Meares, *What's Wrong With Gideon*, 70 UNIVERSITY OF CHICAGO LAW REVIEW 215 (2003); Kimberly Helene Zelnick, *In Gideon's Shadow: The Loss of Defendant Autonomy and the Growing Scope of Attorney Discretion*, 30 AM.J.CRIM. L. 363 (2003); Lawrence C. Marshall, *Gideon's Paradox*; 73 FORDHAM LAW REVIEW 955 (2004); Norman Lefstein, *In Search of Gideon's Promise: Lessons from England and the Need for Federal Help*, 55 HASTINGS L.J. 835 (2004).

(33) GIDEON UNDONE: THE CRISIS IN INDIGENT DEFENSE FUNDING (ABA 1983).

(34) GIDEON'S BROKEN PROMISE: AMERICA'S CONTINUING QUEST FOR EQUAL JUSTICE (ABA December 2004).